

平成 15 年 5 月 27 日

各 位

松 井 証 券 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 松 井 道 夫

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

松井証券は、平成15年5月27日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションの実施等を目的として、当社の取締役及び従業員に新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成15年6月22日開催予定の当社第87期定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、優秀な人材を確保し、長期的貢献を促進し、より一層株主の皆さまの利益を重視した業務展開を図ることを目的とし、3.の要領に記載のとおり、当社の取締役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役及び従業員に対し、新株予約権4,030個を上限として割当てるとします。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式403,000株を上限とします。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

(2) 新株予約権の総数

4,030個（新株予約権1個につき100株。ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）を上限とします。

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に行使株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.03を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）とします。

ただし、その金額が新株予約権の発行日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とします。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記行使価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使ならびに新株引受権の行使による場合を除く）が行われる場合、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとします。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成17年7月15日から平成20年7月14日までとします。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役、または従業員の何れかの地位を保有しているものとし

ます。

ただし、当社または当社の子会社の従業員の定年または会社都合による退職など正当な理由ある場合、および、退任する当社または当社の子会社の取締役または監査役に正当な理由ある場合にはこの限りでないものとします。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の相続人がその権利を行使することができるものとします。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとします。

その他の条件については、取締役会決議により決定します。

(7) 新株予約権の消却

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は本件新株予約権を無償で消却することができるものとします。

本件新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が(6) に定める条件を満たさない状態となり権利を喪失した場合にはその新株予約権を無償で消却することができるものとします。ただし、この場合の消却手続は新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとします。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとします。

(9) 細目事項

新株予約権に関する細目事項は、取締役会決議により決定します。

(注) 上記の内容については、平成15年6月22日開催予定の当社第87期定時株主総会において、「当社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件とします。

以上